

建築関係委託業務における最新技術者単価等への設計変更に係る特例措置の運用について

国土交通省から示される設計業務委託等技術者単価等の改定に伴い、建築関係の委託業務(設計委託・監理委託)においても、最新の技術者単価等に基づく業務委託料の変更協議を請求できるよう、下記のとおり特例措置の運用を定めました。

営繕課

● 対象委託業務

本運用の対象となる委託業務は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 熊本県農林水産部及び土木部が発注する建築関係の委託業務(設計委託・監理委託)であること。
- (2) 設計業務等積算基準に基づき、技術者単価等を用いて積算した委託業務であること。
- (3) 令和8年3月6日以降に契約を行う上記委託業務のうち、旧技術者単価等(令和7年3月7日からの単価)を適用して予定価格を積算しているもの。

● 委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の方式により算出する。

変更後の業務委託料 = $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 P 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新技術者単価等及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

● 受発注者協議

- (1) 受託者は、本特例措置の適用を希望する場合、特例措置適用請求書(別紙様式1)を提出する。
- (2) 発注者は、提出された請求書の内容を審査し、必要に応じて資料の追加提出を求めることができる。
- (3) 発注者は、請求内容を承認する場合、回答書(別紙様式2)を交付する。
- (4) 受託者は、発注者から交付された回答書の内容を確認し、承諾する場合は、承諾書(別紙様式3)を提出するものとする。
- (5) 本運用に基づく業務委託料の変更は、受託者の了解を得たうえで、原則として第一回変更設計時(履行期間延長のみを除く)に実施することができる。

※この運用は、令和8年3月6日から施行し、当面の間運用するものとする。